

入札説明書

奈良県森林クラウドシステム構築業務及び 運用保守業務委託

<p>入札説明書一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 入札参加資格申請書（様式1）記載例3. 作業実施証明書（様式2）記載例4. 契約履行実績証明書（様式3）記載例5. 入札書（様式A）記載例6. 見積書（様式A-1）記載例7. 詳細経費内訳書（別紙）記載例8. 入札書封緘例9. 委任状（様式B）記載例10. 仕様書11. 奈良県森林クラウドシステム構築業務契約書（案）12. 奈良県森林クラウドシステム運用保守業務契約書（案）13. 落札者決定基準14. 奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務に係る提案書評価表15. 提案書（別紙）「機能対応表」16. 提案書作成要領	<p>添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札参加資格申請書（様式1）2. 作業実施証明書（様式2）3. 契約履行実績証明書（様式3）4. 入札書（様式A）5. 見積書（様式A-1）6. 詳細経費内訳書（別紙）7. 委任状（様式B）8. 入札質問票
---	---

令和8年2月

奈良県 環境森林部 森林環境課

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和8年3月6日

2. 競争入札に付する調達の内容

（1） 入札物件名

奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務委託

（2） 委託内容

「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務仕様書」のとおり

（3） 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（構築業務期間）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（運用保守業務期間）

（4） 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県環境森林部森林環境課ほか

（5） 入札方法

総合評価一般競争入札

（6） 予定価格

総額：136,669,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

業務ごとの上限は下記のとおりとします。

ア 構築業務

82,665,000円（税込）

75,150,000円（税抜）

イ 運用保守業務

54,004,500円（税込）

49,095,000円（税抜）

※当該予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当県は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（7） その他

詳細については、別紙「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務仕様書」のとおりとします。

契約条件については、別紙「奈良県森林クラウドシステム構築業務委託契約書（案）」、「奈良

県森林クラウドシステム運用保守業務委託契約書（案）」及び「(別紙1) 情報セキュリティに係る特記事項」を参考にしてください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(14)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 金融機関からの取引停止を受けていない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく破産手続廃止の決定または破産手続終結の決定を受けた者については、破産手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目「Q2」電算業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (10) 令和2年度以降において、国、都道府県または市町村（これらを構成員とする団体含む）と本件業務と同類業務（林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務）の履行実績を有する者であること。

- (1 1) 「ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム (JIS Q 27001))」または「プライバシーマーク (JIS Q 15001)」を取得している者であること。
- (1 2) 下記資格または実績を1つ以上有する者を管理技術者及び担当技術者として、それぞれ配置できる者であること。
- ① 文部科学省認定「技術士 (森林部門)」
 - ② 一般社団法人日本森林技術協会認定「森林情報士」のうち「森林GIS1級」
 - ③ 公益社団法人日本測量協会認定「空間情報総括監理技術者」
 - ④ 経済産業省認定「情報処理安全確保支援士 (旧情報セキュリティスペシャリスト)」
 - ⑤ 経済産業省認定「高度情報処理技術者 (スキルレベル4)」
 - ⑥ 令和2年度以降に国、都道府県または市町村 (これらを構成員とする団体含む) と本件業務と同類業務 (林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務) を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (1 3) (1 2) の技術者を各1名以上配置するものとし技術者間の兼務は認めない。
- (1 4) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、3の(9)から(14)を証明する書類として、以下に定める書類を添付した**競争入札参加資格申請書**(様式1)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<添付書類>

ア **会社の概要** (設立年月日、所在地、事業内容 等)

イ **作業実施証明書** (様式2)

提案を行う役務について確実にを行うことを証明する書類を提出してください。記載については別紙作業実施証明書記載例のとおりです。

ウ **契約履行実績証明書** (様式3)

令和2年度以降に県が別紙「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務仕様書」と同等と認める契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し (契約相手方による実績を証する書類でも可) の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。(※証明いただいた実績が後述の8(3)イ並びに8(3)イに該当する場合は、入札保証金及び契約保証金を免除します。)

エ 「ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム (JIS Q 27001))」または「プライバシーマーク (JIS Q 15001)」の登録証の写し

オ **技術者要件を満たすことを証明する書類**

3の(12)及び(13)を証明する資格証等の写しを提出してください。

<提出期限及び場所等>

・提出期限：令和8年4月1日(水) 午後3時まで

ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、

奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除きます。

- ・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県環境森林部森林環境課森林計画係（県庁分庁舎5階）
電話番号 0742-27-8047（ダイヤルイン）
メールアドレス rinsei@office.pref.nara.lg.jp
- ・調整期日：令和8年4月3日（金） 午後3時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参、郵送または電子メール
郵送による場合は、簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。また、封筒に「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務に係る入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。
なお、電子メールでの提出は、題名の最初に〈奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務 入札参加資格申請書の提出〉と明記し、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行ってください。
- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（県の休日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、所定の**入札書**（様式A）、**奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務に係る見積書**（様式A-1）、**奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務詳細経費内訳書**（別紙）を作成し、同じ封筒に封入封緘をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については各様式の記載例及び別紙「入札書封緘例」とおりのとおりです。また、総合評価のための提案書（以下、「提案書」といいます。）を作成し、その提案書を入札と同時に提出してください。なお、提案書は、予定価格の範囲内の価格で有効な入札をした者の提出したもののみ受領します。

- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、**委任状**（様式B）を入札と同時に提出してください（入札開始時に集めますので（1）の入札書の封筒には封緘しないでください）。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、または取り消すことはできません。
- (5) 入札は1回を限度とします。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人またはその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人またはその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (7) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（またはその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、入札参加資格確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書及び提案書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県環境森林部森林環境課森林計画係（県庁分庁舎5階）
電話 0742-27-8047（ダイヤルイン）
- (2) 入開札の日時及び場所
令和8年4月15日（水） 午後3時
（上記時間までに受付及び委任状の確認等を済ませていただくようお願いします）
B51会議室（県庁分庁舎5階）
- (4) 郵便による入札
入札書及び提案書は、郵便で差し出すことができます。
この場合は、それぞれ別の封書とし、「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務に係る入札書」及び「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務に係る提案書」と朱書きし、入札参加資格確認通知書の写しとともに別の封筒に同封した上、書留郵便（簡易書留可）とし、封書の表面に「奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務に係る入札書及び提案書」と朱書きして、令和8年4月14日（火）までに到着するようにしてください。

8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

入札に参加する者は、2に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記アまたはイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国または地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、当該履行実績として履行期間が12ヶ月以上の契約をもって申請する場合は、公告日から2年以内の間に当該契約の履行期間が12ヶ月以上含まれること

履行実績の証明については、4に示す**競争入札参加資格申請書**（様式1）の提出時に**契約履行実績証明書**（様式3）及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記アまたはイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国または地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、当該履行実績として履行期間が12ヶ月以上の契約をもって申請する場合は、公告日から2年以内の間に当該契約の履行期間が12ヶ月以上含まれること

履行実績の証明については、4に示す**競争入札参加資格申請書**（様式1）の提出時に**契約履行実績証明書**（様式3）及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 提案書について

- (1) 提案書は、県が設定した予定価格の範囲内の価格で、有効な入札をした者の提出したもののみ受領します。
- (2) 入札当日は、正本1部、副本、見積書、附属資料各8部ずつを提出してください。副本については、提案者を特定することができる内容の記述（個人名、具体的な社名）を記載してはなりません。記載がある場合はその項目を無効とします。ただし、雑誌名、商品名、ブランドロゴの記載についてはこの限りではありません。
なお郵便による入札の場合も、提案書の提出方法は同じ扱いとします。
- (3) 提出された提案書等は一切返却いたしません。
- (4) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となります。実現が確約されることのみを表明してください。
- (5) 作成要領については別紙「提案書作成要領」記載のとおり。

11. プレゼンテーション等の実施

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。なお、不参加の場合は技術点を0点とします。

- (1) プレゼンテーション等は奈良県森林クラウドシステム構築業務及び運用保守業務選定評価委員会の場で実施します。各社ごとのプレゼンテーションの日時は、後日電子メール等にて通知します。
- (2) プレゼンテーションは事前に提出した提案書に沿って行うものとし、提案書の改変や、新たな資料の提出は禁止します。
- (3) プレゼンテーションの時間は概ね30分を予定しています。また、プレゼンテーション終了後に、その内容及び提案書の内容について20分程度の質疑応答を行います。
- (4) 入室は各社5名以内とし、プレゼンテーションの実施者は、提案企業に所属する者に限定します。
- (5) 説明のために、パソコン（PowerPoint等）を持ち込んでの利用も可能です。プロジェクター、スクリーン及び電源（100V）は奈良県側で準備します。
- (6) プレゼンテーションの順番は、任意に決定します。
- (7) プレゼンテーションの実施日及び場所
令和8年4月28日（火） 予定
奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎5階 B51会議室
- (8) 提案書に表明された内容について、令和8年4月15日（水）から4月24日（金）までの間疑義や不明点について、県が質疑応答を行うことがあります。質疑応答は文書をもって行うものとし、応答内容は提案内容として取り扱います。ただし、県が質問した内容に対する回答以外を提案した場合は、受け付けません。

12. 落札者の決定方法等

別紙「落札者決定基準」記載のとおり。

13. 落札の通知及び公表

- (1) 落札決定通知
落札者については、落札者決定後に書面により通知します。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知します。
- (2) 落札者の公表
落札者は奈良県公報に公示します。

14. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。(印紙税などの契約にかかる経費負担を含む)
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) 運用保守業務に関する契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額または削除に係る契約解除等」の条項が入ります。

15. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、または解除する場合があります。

16. 手続における交渉の有無

有(4で示す入札参加資格申請の手続が必要です。)

17. 契約締結に関する条件

この調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となった後、契約ができるようになります。

18. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店または営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難

されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

19. 契約の解除

契約締結後、契約者について18の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるときまたはこの契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、18の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

20. その他

- (1) 仕様に関わる質問等については、別紙入札質問票に必要事項を記入し、4に示す連絡先に電子メールで送信してください。また必ず電話にて送付した旨を連絡してください。質問受付期間は、3月18日（水）15時までとします。回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、3月25日（水）までに電子メールで行うとともに、奈良県環境森林部森林環境課のホームページにも掲載します。
- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月28日奈良県告示第150号）によるものとします。
- (4) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (5) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、または解除された後においても同様とします。
- (6) 契約業者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (7) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。